

遠距離通勤している **若い世代** の皆さまへ

応援金 最大 9.6万円

対象要件

- 令和9年4月1日時点で**40歳**未満
 - 令和8年12月31日時点で東彼杵町に**住民票**を有している
 - 令和8年中に**各月15日**以上**遠距離通勤**していた
- ※隣接する市町以外への通勤 または
川棚町・大村市・嬉野市に通勤のうち、通勤距離が15 km以上

【東彼杵町若年層遠距離通勤応援金】

若者の人口流出抑制と移住・定住の促進を図るため、町内に住民票を有し、町外の事業所に遠距離通勤している若年層の皆さまに対し、応援金を交付する制度です。

令和8年1月1日から令和8年12月31日までを算定期間とし

月額 **8,000 円**(最大 **96,000 円**)を交付します。

申請期間

令和9年1月4日から**令和9年3月31日**まで

申請方法

郵送、窓口持参、電子申請サービスにより申請できます。



詳細はコチラ
東彼杵町 HP

(提出書類)

○東彼杵町若年層遠距離通勤応援金交付申請書(様式第1号)

○在職証明書(指定様式)

※様式は東彼杵町ホームページよりダウンロードできます。

【本件に関する問合せ先】

東彼杵町役場総務課企画係 TEL:0957-46-1286 FAX:0957-46-0884
E-mail : kikaku@town.higashisonogi.lg.jp